

最高裁秘書第325号

令和2年2月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和元年12月27日付け（令和2年1月6日受付，第014607号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年（2019年）11月22日付け「覚せい剤取締法違反被告事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

覚せい剤取締法違反被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、被告人が、営利の目的で、Aとの間で覚せい剤100gを代金80万円で譲り渡すことを約束し、代金80万円を被告人の口座に入金させた上、この約束に係る覚せい剤の一部として、覚せい剤78.76gを、Aに譲り渡そうとしたが、その目的を遂げなかったという事案である。

1審判決、原判決及び争点

- ◇ 1審は、被告人を懲役3年6月及び罰金100万円に処した上、薬物犯罪収益（薬物犯罪の犯罪行為により得た財産）は80万円であると判断し、被告人から80万円を追徴した。これに対し、被告人が控訴した。
- ◇ 原判決は、1審判決を破棄し、被告人を懲役3年及び罰金80万円に処した上、薬物犯罪収益は80万円ではなく64万円であると判断し、被告人から64万円を追徴した。これに対し、検察官及び被告人が上告した。
- ◇ 原審までの争点は、営利目的の有無、追徴すべき薬物犯罪収益の額等である。

〔参考〕

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（麻薬特例法）は、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産等を「薬物犯罪収益」とし（同法2条3項）、薬物犯罪収益は没収し（同法11条1項1号）、没収することができないときは、その価額を犯人から追徴することとしている（同法13条1項）。